

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

不利益処分の内容	栃木市営金崎有料駐車場利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市営金崎有料駐車場条例第8条、第9条、第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市営金崎有料駐車場条例第8条、第9条、第13条
	参考事項	栃木市営金崎有料駐車場条例施行規則
	設定等年月日	平成23年10月 1日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営金崎有料駐車場条例抜粋</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第8条 利用者は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。</li> <li>(2) 他の自動車の駐車を妨げること。</li> <li>(3) 駐車場の施設を損傷し、又は汚損すること。</li> <li>(4) 発火性又は引火性の物品を積載した自動車を駐車させること。</li> <li>(5) 駐車場内において、火気を使用すること。</li> <li>(6) 駐車中の自動車を破損するおそれのある行為をすること。</li> <li>(7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</li> </ol> <p>(利用承認の取消し)</p> <p>第9条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行った利用者又は使用料を滞納している利用者については利用承認を取り消すことができる。</p> <p>(供用の休止又は中止)</p> <p>第13条 市長は、必要があると認めるときは、予告期間において駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は中止することができる。</p>	